

## 平成 28 年度税制改正に対するコメント

今回の税制改正で、一定の空き家の譲渡について 3,000 万円控除を認めていただいたが、これは大変効果のある措置だと考えている。8月の時点では建物除却費等を所得税から控除する案が検討されていたが、我々は当初から、空き家の有効利用を進めるためには譲渡時の税制措置が必要であると主張してきたので、今回この提言が認められたことは大変喜ばしいことである。今後この税制を大いに活用し、我々宅建業者が中心となって、空き家問題の解消に努めたい。

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 伊 藤 博